

新潟県土地改良区統合再編整備事業補助金交付要綱

昭和 55 年 7 月 23 日 制 定
平成 2 年 12 月 21 日 一 部 改 正
平成 3 年 7 月 15 日 一 部 改 正
平成 7 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 13 年 4 月 25 日 一 部 改 正
平成 14 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 16 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 23 年 7 月 6 日 一 部 改 正
平成 27 年 6 月 23 日 一 部 改 正
平成 28 年 4 月 27 日 一 部 改 正
平成 29 年 5 月 24 日 一 部 改 正
令和 元年 6 月 6 日 一 部 改 正
令和 3 年 3 月 30 日 一 部 改 正
令和 5 年 1 月 12 日 一 部 改 正
令和 7 年 5 月 27 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 知事は、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官通知。以下「国の要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2937 号農林水産省農村振興局長通知。以下「国の要領」という。）に基づいて土地改良区が行うⅠ型地区における合併、Ⅱ型地区における合併、Ⅲ型地区における合併、土地改良区連合の設立及び合同事務所の設置並びに管理再編整備（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第 2 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

(1) 補助対象経費

国の要綱第 4 に定める統合整備強化対策に係る経費

(2) 補助率 10 分の 10 以内（うち、国庫補助金は 10 分の 5 以内）

(交付の条件)

第 3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 管理再編整備を実施しようとする土地改良区は、国の要綱第4の1の(2)のイに定める知事の承認を受けること。
- (2) 経費の配分の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 合併時の土地改良区、設立時（所属土地改良区の数が増加する時を含む。）の土地改良区連合又は設置時の合同事務所が国の要綱第4の1の(1)のウの（イ）のaに規定する実施基準に該当しなかった場合、合併契約後1年以内に合併できなかった場合、土地改良区連合の設立の契約後1年以内にその設立ができなかった場合若しくは合同事務所設置契約後1年以内にその設置ができなかった場合には、補助金を返還させることがあること。
- (7) この補助金により取得した施設等は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に提出すること。
- (11) 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (12) 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、(11)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第8号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (13) 規則第12条の規定による実績報告を行う場合は、別に定めるもの

のほか、次に定めるところによること。

ア この補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定している場合は、実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額を減額した後のものとする。

イ この補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は、実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額がないものとしたときのものとする。

(14) (13)イに定めるところにより実績報告を行う場合において、この補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、別記第 9 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額の補助金を県に返還すること。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、規則第 13 条の規定により額の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに報告すること。

(交付申請書)

第 4 規則第 3 条の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合の申請書は別記第 2 号様式のとおりとする。

(補助金交付決定前の着手)

第 5 事業は、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体の長は、予め、その理由を明記した国の要領第 8 に定める交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第 6 第 3 の(2)又は(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 7 第 3 の(2)又は(3)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

ア 総事業費の 20 パーセントを超える額の増減

イ 各費目相互間の 30 パーセントを超える経費の額の増減

(2) 事業の内容の変更

ア 計画樹立事項の変更

イ 合併又は合同事務所設置対象土地改良区若しくは土地改良区連合の変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 8 第 3 の(4)の規定により知事の承認を受けようとする場合には別記第 4 号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 9 第 3 の(5)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第 10 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 11 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において別記第 5 号様式による遂行状況報告書を作成するものとする。

2 規則第 10 条の規定による報告の提出の時期は、当該年度の 1 月 15 日までとする。

(実績報告書)

第 12 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 6 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度 4 月 5 日のいずれか早い時期までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 13 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、取得又は効用の増加額が一件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間とする。

(補助金の概算払)

第 14 補助金の概算払いを受けようとするときは、知事が別に定める期日までに別記第 7 号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 15 この要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由しなければならない。

(経過措置)

第 16 新潟県土地改良区統合再編整備事業補助金交付要綱（昭和 55 年 7 月 23 日制定）に基づき現に実施されている総合整備事業については、なお従前の例による。

付則

改正後の要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 7 年 4 月 1 日農計第 666 号)

付則

改正後の要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から実施する。

(平成 13 年 4 月 25 日農計第 86 号)

付則

改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 14 年 4 月 1 日農計第 65 号)

付則

改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 16 年 4 月 1 日農計第 79 号)

付則

改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 6 日から実施する。

(平成 23 年 7 月 6 日農計第 121 号)

付則

改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 27 年 6 月 23 日農計第 104 号)

付則

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 27 日から実施する。

(平成 28 年 4 月 27 日農計第 48 号)

付則

改正後の要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から実施する。
(平成 29 年 5 月 24 日農計第 91 号)

付則

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
(令和元年 6 月 6 日農計第 41 号)

付則

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
(令和 3 年 3 月 30 日農管第 637 号)

付則

改正後の要綱は、令和 5 年 1 月 12 日から実施する。
(令和 5 年 1 月 12 日農計第 312 号)

付則

改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
(令和 7 年 5 月 27 日農計第 90 号)